

○宮崎大学農学部新事業創出支援室規程

平成26年5月20日
制 定

改正 平成28年3月25日

(設置)

第1条 宮崎大学農学部（以下「本学部」という。）に、宮崎大学農学部新事業創出支援室（以下「新事業創出支援室」という。）を置く。

(任務)

第2条 新事業創出支援室は、次に掲げる業務を行う。
(1) 6次産業の創出・支援及び人材育成に関する事項
(2) イノベーションの創出・支援に関する事項
(3) 予算の申請に関する事項
(4) 組織の自己点検・評価に関する事項
(5) その他の新事業の支援及び人材育成に関する事項

(組織)

第3条 新事業創出支援室は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) 室長
(2) 室長補佐
(3) 室員

(室長)

第4条 新事業創出支援室に室長を置き、学部長が指名する教員をもって充てる。
2 室長は、新事業創出支援室の業務を総括する。
3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長補佐)

第5条 新事業創出支援室に室長補佐を置き、室長が指名する室員をもって充てる。
2 室長補佐は、室長を補佐し、新事業創出支援室の業務を掌理する。

(室員)

第6条 新事業創出支援室に室員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 学部長が指名する教員 若干人
(2) 室長が指名する教員 若干人
(3) 事務長が指名する事務職員 若干人
2 室員は、新事業創出支援室の業務を処理する。
3 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(新事業創出支援室会議)

第7条 新事業創出支援室の下に、本学部の新事業創出に関する人材育成を支援するため、新事業創出支援室会議を置く。
2 新事業創出支援室会議に関し必要な事項は、新事業創出支援室が別に定める。

(事務)

第8条 新事業創出支援室の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、新事業創出支援室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年5月20日から施行する。
2 この規程の施行後、最初に選出される室長及び室員の任期は、第4条第3項及び第6条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。